

資産形成応援

定期貯金

ご利用
いただける方
個人
のみ

定期貯金とNISA口座開設をセットでお申込みの方

定期貯金 + NISA口座開設

預入期間

1年
(自動継続)

適用
利率

年

0.15%

(税引後 年0.119%)

預入金額

30万円以上

さらに

投資信託 **30**万円以上
つみたて投信 **1**万円以上のご購入で

500円分のJA商品券プレゼント

商品券
¥500

取扱期間

令和5年11月20日(月)～令和6年2月29日(木)

貯金種類

スーパー定期 (単利型)

預入期間

1年 (自動継続)

対象資金

新規資金 (他の定期貯金からの預け替えや増額は除きます。)

中途解約

当JA所定の中途解約利率を適用します。

その他

他の商品との併用はできません。適用金利は初回満期日までとなります。
自動継続後は店頭表示金利となります。

白山農業協同組合

〒920-2154 白山市井口町に62番地1
登録金融機関 北陸財務局長(登金)第114号

お取り組みは、下記の各支店にて

つるぎ支店 ☎076-272-1515
大神支店 ☎076-272-0620
蝶屋支店 ☎076-278-2315

手取支店 ☎076-255-5001
白峰支店 ☎076-259-2003
本店金融課 ☎076-273-3131

商品概要

商品名と概要	<ul style="list-style-type: none"> ・NISA口座開設セット型定期貯金（単利型） ・NISA口座開設と同時に申し込みいただいた場合に、0.15%の利率でお預かりします。 ・《スーパー定期貯金（単利型）で組入れます》 	手数料	—
ご利用いただける方	・個人の方で、NISA口座開設をしていただいた方	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れられます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
対象の投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・J Aバンクセレクトファンド ※対象商品の詳細は、投信担当者より説明させていただきます。 	中途解約時の取扱い	・中途解約される場合、当J A所定の中途解約利率を適用いたします。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱いとなります。 	貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
預入方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 預入方法 ・一括預入 (2) 預入金額 ・30万円以上 (3) 預入単位 ・1円単位 		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
利息	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、原則として自動継続時の「スーパー定期貯金（単利型）」の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 (2) 利払方法 ・満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税金 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 	苦情処理措置 および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A総合リスク管理部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。金沢弁護士会（電話：076-221-0242）</p>
		その他参考となる事項	・本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」を適用します。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。●投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。●J Aバンクが取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●J Aバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。●投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
 - 投資信託運用による利益及び損失は、投資信託の購入者に帰属します。●一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
 - ・購入時：購入時手数料がかかるファンドがあります。
 - ・運用期間中：運用管理手数料（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。
 - ・換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。
- また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

つみたてNISA口座お申込みにあたっての留意事項

- NISA口座は同一年において1人1口座だけ開設できます。複数の金融機関で開設はできませんのでご注意ください。ただし、金融機関の変更は可能です。
- NISA口座は同一年において「NISA」もしくは「つみたてNISA」のいずれかを選択する必要があります。両方開設することはできません。
- つみたてNISA口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、つみたてNISA口座の開設に相当の期間を要する場合や、つみたてNISA口座が開設できない場合があります。●口座開設の手続き・留意事項はJ A窓口でお尋ねください。他の金融機関でNISA口座をすでにをお持ちの場合は手続きが異なります。お手続き留意事項はJ A窓口でお尋ねください。

NISA（少額投資非課税制度）、つみたてNISAに関してご留意いただきたい事項

- NISA口座や課税口座の開設に関する最終的な判断は、お客様自身で行っていただきますようお願いいたします。●当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。●当資料は、令和5年2月1日時点で公布されている税法等に基づいて作成していますが、令和6年（2024年）以降のNISA制度の抜本的拡充・恒久化の方針をはじめ今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。●具体的な税法上の取り扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。●基準経過日における氏名・住所の確認が必要になります。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

令和5年11月7日現在